

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 5 管理年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第 5 項において準用する第 4 項の規定により公表する。

令和 5 年 5 月 25 日

東京都知事 小 池 百合子

第 1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
東京都くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業	22.3 トン
東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業	0.5 トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
東京都くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	32.4 トン
東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業	0.5 トン